



○長野県告示第465号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成14年9月5日

長野県知事 田中康夫

1 保安林予定森林の所在場所

北安曇郡小谷村大字中小谷字清水丙6402、丙6405、上水内郡信州新町大字水内字秋葉山2850の2、2853、大字山穂刈字寺尾4369、4380のロ、信濃町大字古海字慶沢505の4、505の5、556の115、戸隠村大字豊岡字東光寺3605、3607、3608、3641のロ、3641のハ、3641のヘ、3641のニ、3643、3686の1、字銚子口10426

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林保全課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林保全課

## ○長野県告示第466号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から平成14年9月20日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年9月5日

長野県知事 田中康夫

- 1 (1) 路線名 時又中村線
- (2) 供用を開始する区間  
飯田市時又1438番地先から  
飯田市川路385番の3地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成14年9月6日
- 2 (1) 路線名 田中乱橋線
- (2) 供用を開始する区間  
飯田市川路3158番の8地先から  
飯田市川路2667番の9地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成14年9月6日
- 3 (1) 路線名 田中乱橋線
- (2) 供用を開始する区間  
飯田市川路2939番の4地先から  
飯田市川路2954番の4地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成14年9月6日
- 4 (1) 路線名 上川路大畑線
- (2) 供用を開始する区間  
飯田市川路385番の3地先から  
飯田市川路3200番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成14年9月6日

道路維持課

## ○長野県告示第467号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から平成14年9月20日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年9月5日

長野県知事 田中康夫

- 1 路線名 長野豊野線
- 2 供用を開始する区間  
上水内郡豊野町大字石字堰添1901番の1地先から  
上水内郡豊野町大字石字向美濃和田690番の4地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成14年9月6日

道路維持課

## ○長野県告示第468号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から平成14年9月20日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年9月5日

長野県知事 田中康夫

- 1 (1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 時又中村線  
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯田市時又1441番地先から 飯田市上川路954番の4地先まで	旧	4.6~28.0 <sup>m</sup>	1.5661 <sup>km</sup>
		6.5~50.0	1.9643
飯田市上川路1200番地先から 飯田市上川路954番の4地先まで	新	5.2~16.2	0.4778
		6.5~50.0	1.9643

- 2 (1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 田中乱橋線  
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯田市川路3157番の1地先から 飯田市川路2667番の9地先まで	旧	5.0~10.0 <sup>m</sup>	0.1000 <sup>km</sup>
		6.0~23.0	0.1480

- 3 (1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 田中乱橋線  
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯田市川路2939番の4地先から 飯田市川路2954番の4地先まで	旧	6.0~47.5 <sup>m</sup>	0.2600 <sup>km</sup>
		8.5~35.8	0.2600
同 上	新	8.5~49.0	0.2030

- 4(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 上川路大畑線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延 長 km
飯田市川路385番の3地先から 飯田市川路4252番地先まで	旧	3.5~49.0	1.9488
飯田市川路385番の3地先から 飯田市川路5597番の2地先まで		20.0~67.0	2.3605
飯田市川路3375番の4地先から 飯田市川路4252番地先まで	新	5.0~10.0	0.5630
飯田市川路385番の3地先から 飯田市川路5597番の2地先まで		20.0~67.0	2.3605

道路維持課

○長野県教育委員会教育長告示第5号

長野県高等学校奨学金及び遠距離通学費貸与規程（昭和55年長野県教育委員会教育長告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成14年9月5日

長野県教育委員会教育長 齊藤金司

別表中

「 1 成績が優秀であって、経済的理由により修学困難と認められること。」

を

- 1 次のいずれかに該当する者であること。
- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者の世帯に属する者
  - (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項の規定により市町村民税が課税されていない世帯又は同法第323条第1項の規定により市町村民税が減免された世帯に属する者
  - (3) 世帯の全収入額（年収）が生活保護法第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により算定した当該世帯の基準額（年収に換算）の1.5倍以下であって、同法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる世帯に属する者
  - (4) 学習成績の評定平均値が別に定める学力基準値以上であり、かつ、主たる家計支持者の前年中の収入金額が別に定める収入基準額以下である者

に改める。

様式第1号中

氏名	設置者別
	※ 国・公・私立
	※ 国・公・私立
	※ 国・公・私立
	※ 国・公・私立
	※

を

氏名	年齢	設置者別
	歳	※国・公・私立
	歳	※国・公・私立
	歳	※国・公・私立
	歳	※国・公・私立
	歳	※国・公・私立

に改める。

#### 附 則

(適用期日)

- 1 この告示による改正後の長野県高等学校奨学金及び遠距離通学費貸与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成14年4月1日から適用する。

(経過処置)

- 2 平成14年3月31日から引き続き在学する者に係る奨学金の貸与対象者の要件については、改正後の規程別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成14年4月1日以後において転学し、編入学し、又は再入学した者に係る奨学金の貸与対象者の要件については、当該者の属する学年の在学者に係る要件と同要件とする。

高校教育課